

## 樟葉駅前広場の環境整備について

土木政策課

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

樟葉駅前広場については、令和5年（2023年）2月の建設環境委員協議会でお示しした整備方針に基づき、賑わいとゆとりある駅前空間の形成、公共交通利用環境の改善及び駅前広場の植栽充実を図るため、令和5年（2023年）10月より環境整備工事を進めており、令和6年（2024年）3月中旬頃に竣工し、養生が必要な芝生広場については5月頃に一般開放を行う予定としております。

また、樟葉駅前広場における賑わいづくりについては、令和4年（2022年）7月から令和5年（2023年）9月まで計4回の実証実験を実施し、安全でゆとりある歩行空間の確保と賑わい創出の両立が図れることなどを確認しました。

これを受け、芝生広場を含む駅前空間について、賑わいのある道路空間を構築するための道路法に基づく規制緩和手法である「歩行者利便増進道路」（以下「ほこみち」という）制度を活用し、民間の創意工夫を活かした駅前空間の恒常的な賑わい創出に取り組んでまいります。

今後、ほこみち制度の活用に向け、賑わいづくりに取り組む駅前広場の占用予定者を公募することとしており、そのために必要な学識経験者等から意見を聴取するための附属機関を新たに設置するため、3月定例月議会に、枚方市附属機関条例の一部改正に関する議案を提出するなど、ほこみち制度の活用に向けた取り組みを進めてまいります。

## 2. 内容

- (1) 樟葉駅前広場における「ほこみち制度」活用の概要（資料1）
- (2) 枚方市附属機関条例の一部改正
  - ・ほこみち制度の活用に向け、公募占用指針の作成及び占用予定者の選定にあたり、道路法の規定に基づき、学識経験者等から意見を聴取するための附属機関を新たに設置する。

## 3. 実施時期等

令和6年（2024年）	2月	建設環境委員協議会へ報告
	3月	環境整備工事の竣工 定例月議会へ枚方市附属機関条例の一部改正議案を提出 歩行者利便増進道路の指定・公示
	5月	芝生広場一般開放開始予定 利便増進誘導区域指定に向けた実証実験期間（5月～7月）
	8月	第1回選定等委員会（公募占用指針案の意見聴取）
	9月	利便増進誘導区域の指定・公示 第2回選定等委員会（公募占用指針策定） 公募占用指針の公示、占用予定者の公募
	10月	第3回選定等委員会（応募者を評価）
	11月	占用予定者の選定 歩行者利便増進計画の認定・公示
	12月	占用予定者による占用開始

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 安全で、利便性の高いまち  
施策目標 4 安全で快適な交通環境が整うまち



## 5. 事業費・財源及びコスト

《費用》 142,500円

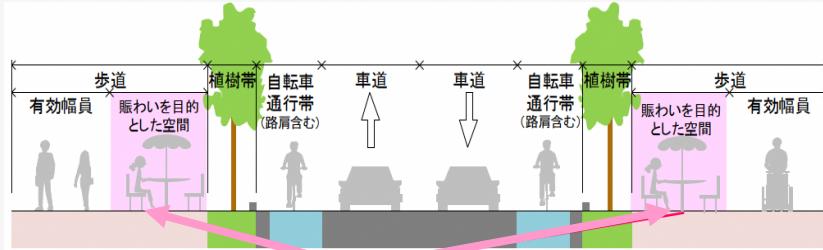
支出内訳 枚方市歩行者利便増進道路占用予定者選定等委員会に係る委員報酬  
(9,500円×5人×3回)

《財源》 一般財源：142,500円

## ほこみち制度の概要

- 令和2年の道路法等改正により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設された
- 「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間として利便増進誘導区域の指定が可能
- ほこみち制度の活用により、利便増進誘導区域において、イベント開催やオープンカフェ設置等が可能となり、地域の賑わい創出や都市魅力の向上が期待される

## ほこみち制度のイメージ(国土交通省作成資料を基に作成)



### Point 1

歩道等の中に利便増進誘導区域を定めることが可能



### Point 2

利便増進誘導区域では、歩行者利便増進施設等(※1)の占用特例(※2)が認められる

### Point 3

利便増進誘導区域を活用する者を公募により選定することが可能(その場合、最長20年の占用が可能)

※1歩行者利便増進施設等:道路法施行令第16条の2に定められたもの(広告塔、テーブルやベンチ、街灯、食事・購買施設、露店など)

※2占用特例:無余地性の基準にとられず歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができる

## これまでの取り組み(実証実験)

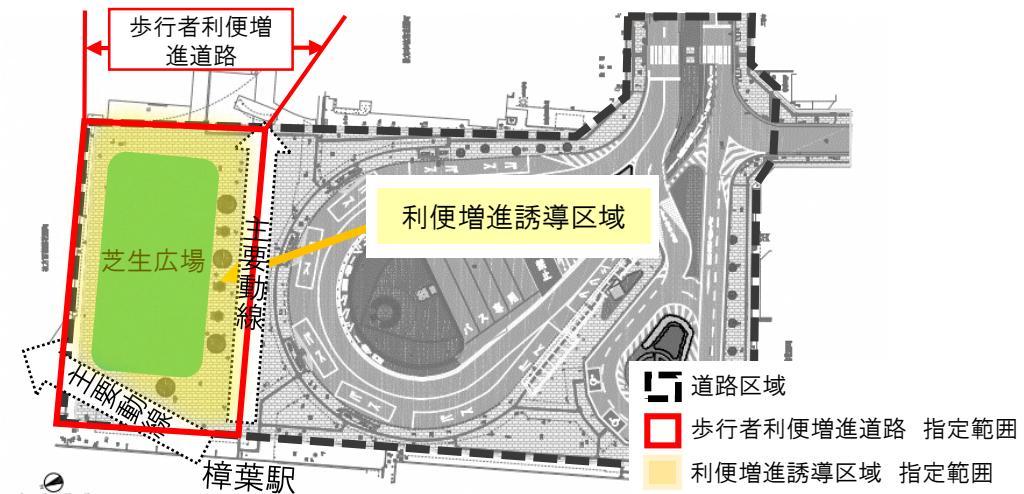
- 民間企業等が主体となり、樟葉駅前広場を活用した賑わい創出や活性化に関する実証実験として、様々なイベントを開催(R4.7からR5.9 計4回)
- 全ての実証実験において、「歩行空間の望ましい幅員の考え方(国土交通省)」に基づき、十分な歩道幅員を確保でき、歩行者の安全かつ円滑な通行に支障がなかったことを確認



令和5年9月1日の実証実験の様子(くずは夜市)

## 道路指定及び利便増進誘導区域指定

- 道路指定及び利便増進誘導区域 指定(検討中)
  - ・歩行者利便増進道路 指定日 令和6年3月下旬 予定
  - ・利便増進誘導区域 指定日 令和6年9月 予定



## 今後のスケジュール

R6年	枚方市	事業者等(占用予定者)
2月	建設環境委員協議会へ報告	
3月	環境整備工事の竣工 定例月議会へ枚方市附属機関条例の一部改正議案を提出 歩行者利便増進道路の指定・公示	
5月	芝生広場一般開放開始予定	
6月		利便増進誘導区域指定に向けた実証実験(5月から7月頃まで)
7月		
8月	第1回選定等委員会(公募占用指針案の意見聴取)	
9月	利便増進誘導区域の指定・公示 第2回選定等委員会(公募占用指針策定) 公募占用指針の公示、占用予定者の公募…①	応募者から歩行者利便増進計画の提出…②
10月	第3回選定等委員会(応募者を評価)…③	
11月	市で占用予定者を選定…④ 歩行者利便増進計画の認定・公示…⑤	
12月		占用予定者による占用開始…⑥

※①から⑥:公募占用手続の流れ

## 樟葉駅前広場の環境整備(完成イメージパース)

